ワンストップ特例制度　申請書の提出について

ワンストップ特例制度をご希望される方は、本書裏面のワンストップ特例申請書「記入例・ご確認事項」「添付書類について」を必ずご確認いただき、ご記入または印字されている内容が正しいことを確認のうえ、**ご寄附の翌年１月１０日（必着）**までにご提出ください。提出されない場合、提出が遅れた場合はワンストップ特例は適用されませんので、ご注意ください。
また、申請書受付後に住所や氏名等変更がある場合は「変更届出書」及び「変更内容が確認できる書類」が必要となります。変更届出書のご提出期限もワンストップ特例申請書同様となります。

受付完了メールは「 onestop@kuji.furusato-lg.jp 」から送付されます。
メールが受信できるよう迷惑メール設定から解除、または受信設定をしていただくようお願いいたします。

※「寄附金受領証明書」は送付不要です。

ワンストップ特例申請書の「記入方法」「確認事項」「添付書類」は裏面をご確認ください。

◆ワンストップ特例申請をしても適用されない場合がございます。

- 年収2000万円を超える所得者や、住宅ローン控除、医療費控除等のため、確定申告をしたまたは住民税の申告をした場合。
- 寄附を行った自治体が６自治体以上の場合。
（ワンストップ特例申請を6自治体以上に申請した場合も同様です。）
- 寄附を行った翌年１月１日時点の住所地で、申請（変更があった場合は変更届出書）をしなければならないが、受付サイトに登録されている旧住所地のまま申請を行ってしまった場合、または変更届出書の送付をしていなかった場合。
※申請書の記載内容に変更があった場合は、その都度変更届出書をお送り下さい。
※受付サイトのご登録情報は定期的にご確認ください。

※上記などの理由により、ワンストップ特例の適用がされない場合は、確定申告が必要です※

◆書類に不備がある場合は、申請書等を一度お戻しさせていただく場合がございます。

- 添付書類が不足してる、書類のコピーが粗く、文字等の確認が取れない場合。
- 申請書に記載されている情報と、添付書類に記載されている情報が違う場合は、お電話やメールにて確認をさせていただくことがございます。

◆ワンストップ特例 受付完了の通知について

お送りいただいた申請書等に不備等なく受付が完了した際は、受付完了の通知をメールにて送付させていただきます。（メールアドレスがない方は書類を郵送いたします。）

◆ワンストップ特例申請書送付時のお願い

久慈市では、当初よりワンストップ特例申請時の郵送料は寄附者様負担としております。
送付に必要な切手代等はご負担をお願いいたします。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

◆ワンストップ特例 よくあるご質問

Q 寄附の際、入力した情報が間違っていましたがどうすれば良いですか？

A 正しい情報を窓口までご連絡（TEL、FAX、メール）ください。
ご連絡後、正しい情報へ変更等のご対応をさせていただきます。

Q 寄附の際、ワンストップ特例申請書の送付希望をし忘れましたがどうすれば良いですか？

A ご希望の場合はワンストップ特例申請書を送付させていただきます。（郵送・メールどちらか）
（ご自身で受付サイト等からダウンロードすることも可能で。）

【ワンストップ特例 申請書・変更届出書 送付先】

〒028-0056　岩手県久慈市中町2-5-6　久慈市ふるさと納税窓口　宛て

※申請先が複数ある場合は、申請書の入れ間違いにご注意のうえご送付をお願いいたします。

ワンストップ特例制度　申請書記入例・ご確認事項

令和　●年 寄附分　市町村民税 道府県民税　寄附金税額控除に係る申告特例申請書

① 年　月　日 久慈市長　殿		整理番号	記入不要
② 住所	〒028-0056 岩手県久慈市中町2-5-6 道の駅くじ　やませ土風館	フリガナ	クジ　タロウ
		氏名	久慈　太郎　押印不要
		個人番号	
電話番号	0000-00-0000	生年月日	明 大 昭 平　60・9・2

1. 当団体に対する寄附に関する事項　③

寄附年月日	寄附金額
令和　4年　4月　1日	10，000円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である　④ □

（注）地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である　⑤ □

（注）地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

【ご記入・ご確認事項】

① **記入日・提出先の自治体長をご記入ください。**

② **住所・電話番号・氏名・フリガナ・個人番号・生年月日をご記入ください。**

※記載内容が違う場合は、二重線にて訂正いただき正しい情報をご記入ください。

③ **寄附年月日・寄附金額をご記入またはご確認。**

④ **確定申告の必要がない方は☑を記入。**

⑤ **寄附先が５自治体以下の場合は☑を記入。**

重要ポイント

④⑤の２つの項目に該当する方のみが、ワンストップ特例制度の申請がご利用可能です。

ワンストップ特例制度　添付書類について

ワンストップ特例制度を利用される方につきましては、申請書に加え個人番号確認書類と本人確認書類の添付が必要となります。下記3パターンのうち、いずれかの方法で書類を送付ください。

パターンA

① **マイナンバーカード裏面の写し**



② **マイナンバーカード表面の写し**



パターンB

① **マイナンバー通知カード**または**住民票(マイナンバー記載あり)**の写し
※通知カードの裏面に記載がある場合は裏面の写しも必要です。

② **免許証**または**パスポート**の写し
※免許証の裏面に記載がある場合は裏面の写しも必要です。

- **身体障害者手帳（カード型）**
- **精神障害者保健福祉手帳**
- **療育手帳（カード型）**
- **在留カード**
- **特別永住者証明書**

でも問題ございません。

※ご寄附の翌年１月１日時点の住所地であること、申請書に記載の住所と同じであることをご確認ください。

パターンC

① **マイナンバー通知カード**または**住民票(マイナンバー記載あり)**の写し
※通知カードの裏面に記載がある場合は裏面の写しも必要です。

② 顔写真なしの本人確認書類をご利用いただく場合は、**2種類以上の本人確認書類**が必要です。

- **健康保険証**
- **被保険者証**
- **年金手帳**　　**など**

自治体が認める公的書類2種類以上の写しが必要となります。

※保険者番号や被保険者等記号・番号、基礎年金番号を認識できないよう黒く塗り潰すことをおすすめいたします。